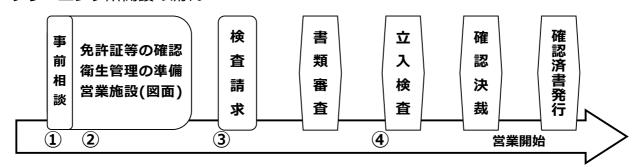


クリーニング所を開設されるみなさまへ

クリーニング所を開設するには開設届を提出し、構造設備について検査を受け、基準に適合する必要があります。この手引きを参考に、より衛生的なクリーニング所を設置しましょう。

クリーニング所開設の流れ



※ 確認決裁までは、検査に合格しても、クリーニング所としては使えません。

1 クリーニング師免許証の確認

クリーニング師免許は、クリーニング業法に基づく国家資格であり、都道府県知事が行う試験に合格した 人が免許を取得できます。

クリーニング所の営業者は、クリーニング所ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければなりません(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。)。

クリーニング師の資格は業務独占ではないので、クリーニング所の業務従事者は、クリーニング師の監督 のもとであれば、資格がなくても業務を行うことができます。

【免許証の記載に変更等はありませんか?】

- 試験合格後、初めて免許を取得するとき:免許申請が必要です。試験に合格しただけでは免許証は交付されません。
- 本籍地都道府県名・氏名等に変更があったとき:書換え交付が必要です。
- 免許証を破り、汚し、失ったとき:再交付の申請が必要です。
 - ⇒ 埼玉県知事が行う試験の合格者は「保健所総務・地域推進担当」で 手続きが行えます。

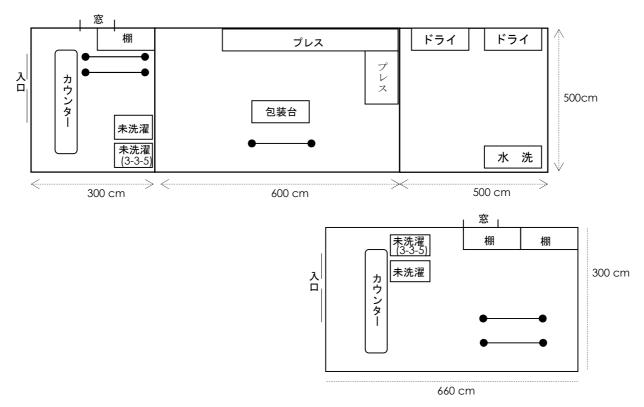
―【参考】他法令の規制に係る確認 ・

他法令の規制については別途申請者自身で確認してください。参考に代表的な相談や確認が必要な内容について例示します。

相談・確認の内容	担当課所
● 土地利用上の制限・建築確認	市町村建築指導課、農業委員会、県建築安全センター
● 浄化槽の設置・管理	市町村下水道主管課、県環境管理事務所

2 **衛生管理の準備・営業施設**(準備する施設及び設備)

【一般クリーニング所 (洗濯物の受取・処理及び引渡しを行うクリーニング所)】



【取次所(洗濯物の受取・引渡しのみを行うクリーニング所)】

- □ クリーニング所は、隔壁等により外部(住居等)と完全に区分され、専用とすること。
- □ クリーニング所は洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来さない程度の広さ及び構造であって、それぞれ隔壁等により区分されていること。

区分	面 積	構 造	設 備
仕上場	10m ² 以上	床は、板又はコンクリート、タイル 等の不浸透性材料を使用し、清掃し やすい構造	専用の作業台
洗場	10m ² 以上	側壁は、床面から一メートルまでを コンクリート、タイル等の不浸透性 材料を使用し、清掃しやすい構造	洗濯機及び脱水機(又 は洗濯脱水機)等
受取及び引渡場 又は取次所	6.6m ² 以上 (取次所の場合)	床は、板又はコンクリート、タイル 等の不浸透性材料を使用し、清掃し やすい構造	受渡し台

- □ クリーニング所内の採光、照明(300Lux以上)及び換気が十分行える構造設備であること。
- □ 洗剤・溶剤・薬剤・消毒剤等を保管する専用の保管庫又は戸棚等を設けること。
- □ クリーニング所及び洗濯物を運搬する車には、未洗濯のものと洗濯済みのものと区分して入れる設備 又は容器を備えること。また、「洗濯済み」「未洗濯」等標示しておくこと。
- □ 苦情の申出先を明示(クリーニング所の名称、所在地及び電話番号の店頭掲示及び書面の配布)する こと。
- □【ランドリー処理を行う場合】床面は、容易に排水ができるよう適当なこう配を有し、排水口が設けられていること。排水設備には、阻集器(トラップ)を設けること。
- □【ドライクリーニング処理を行う場合】局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤 使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響についても十分に配慮すること。また、気化溶剤の回収を 行うための有機溶剤回収装置を備えること。スラッジ等の廃棄物を入れるふた付の容器を備えること。
- □【指定洗濯物*を取扱う場合】「未消毒の指定洗濯物を置く専用の場所又は容器」と「消毒設備又は消毒効果を有する洗濯方法」があること。
- * 感染症を起こす病原体により汚染し、又は汚染のおそれのあるものとして、クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物

 用意する書類等	区分	備考
クリーニング所開設届出及び構造 設備検査請求書	様 式	控えが必要な場合は 2 部提出 (保健所窓口では、自己都合によるコピーはできません。)
別紙:従業者名簿	様式	作業所内の全従業者(クリーニング師で無い方も含みます) について記載が必要
別記:構造施設の仕様書	様 式	寸法・面積は実寸値(内のり寸法・有効寸法)で記載、計算(建築図面に用いられる芯-芯距離の記載は
施設の平面図・設備の配置図	添 付	無効) 【参考】「2 衛生管理の準備・営業施設(準備する 施設及び設備)」
案内図(地図)	添 付	店舗を中心にして、道路、目印となる建物、目標物 (スーパー、ガソリンスタンド等)があるもの
クリーニング師免許証	提示	原本確認及び写し(コピー)の添付
申請手数料	手数料	17,000 円
法人の登記事項証明書	添 付	開設者が法人の場合 概ね発行から 3 か月以内のもの

4 立入検査・確認決裁・確認済書の発行

立入検査合格後、保健所長の確認決裁を経て、クリーニング所として使用を開始できるようになります。確認決裁までの間は検査に合格しても、クリーニング所としては使えません。

発行される確認済書(参考:右図)は、利用者の安全・ 安心のため、また、紛失防止のため、クリーニング所内 の利用者の**見やすい場所に掲示**しましょう。なお、**再発 行できない書類**ですので、紛失・滅失には十分お気を付 けください。

確認済書の記載事項に変更があったとき、構造設備を変更したとき、従事者が変更したときは、窓口での手続きが必要となりますので、あらかじめ保健所に御相談をお勧めします。

▽ 確認済書(みほん)▽

クリーニング所確認済書

狭保第2-○号令和○年○月○日

住所又は主たる 埼玉県狭山市稲荷山 2-16-1

事務所の所在地

氏名又は名称及 狭山 保 様び代表者氏名

埼玉県狭山保健所長 〇〇



令和○年○月○日日付けで開設の届出のあった下記のクリーニング所は、その構造設備がクリーニング業法第3条第2項及び第3項の規定に適合することを確認する。

記

クリーニング所

クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い あり

名称 (屋号) たもつクリーニング

所 在 地 埼玉県狭山市稲荷山 2-16-1

5 クリーニング師および業務従事者の研修・講習受講について

クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング業法で、都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが義務づけられています。

クリーニング業法に定める研修・講習は、公益財団法人 埼玉県生活衛生営業指導センターが実施しています。詳しくはホームページ(https://saitama-seiei.or.jp/pages/23/)を御確認ください。

● クリーニング師の研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後 1 年以内に、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した研修を受けなければなりません。

その後、3年を超えない期間ごとに研修を受ける必要があります。

● クリーニング業務従事者の講習

クリーニング所の営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、業務従事者の5分の1の者(1名未満の場合は1名)に、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習を受けさせなければなりません。

その後、3年を超えない期間ごとに講習を受けさせる必要があります。

クリーニング師の研修を受けた者は、この人数の中に含めることができます。

6 定期的な立入検査等について

埼玉県生活衛生関係営業施設監視指導要領に基づき、クリーニング所へは定期的に立入検査を実施 しています。

クリーニング所を運用するにあたり大切な検査となりますので、円滑な検査遂行に御協力くださるようお願いします。なお、衛生管理の方法等について質疑応答も可能ですので御活用ください。



御相談御質問はお気軽にどうぞ!!



電 5 04-2941-6535 (代表)

F A X 04-2954-6615 (直通)

E-mail **f5462122**

@pref.saitama.lg.jp

開庁時間 8時30分~17時15分

(年末年始・土日祝日を除く)

所 县	Ę	副所長	担当部長	担当課長	担当	□ OL 台帳
						☐ Ac 台帳
		0				□ CF 処理
市が田五仏				発	分任出納員	□ 電子化
整理番	亏			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	77 ELIM155	□ OL 照合
						☐ Ac 照合
狭保 第	; 2	2-	号			□ 裏書済

探事炼1口(炼(及眼房)

様式第1号(第6条関	杀 <i>)</i>			
ク	リーニング所開設届及び構造設備検査	請求書		
(宛先) 埼玉県狭山保健	所長	年	月	_日
	本籍			
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	氏 名又は名 称 及び代表者氏名			
	生 年 月 日年	月	日	
下記のとおり開設した	いので届け出、及び構造設備についての検査を請求し	/ます。		
	記			
1 名称(屋号)				
2 所在地	埼玉県市			
3 開設予定年月日	年 月 日			
4 構造設備の概要	(1) 構造設備の仕様書 別記のとおり (2) 施設の平面図 別添のとおり (3) 設備の配置図 別添のとおり			
5 管理人を置いた場合は、 その者の本籍、住所、氏名 及び生年月日	別紙従業者名簿のとおり			
6 従事者中にクリーニン グ師のある場合には、その 者の本籍、住所、氏名及び 生年月日並びに登録番号	別紙従業者名簿のとおり			
7 従事者数				人
8 営業の種別 (該当するも のの番号 を○で囲むこ と。)	(1) 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニ(2) リネンサプライ業を行うクリーニング所(3) 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニン:			
9 クリーニング業法第3条 第3項第5号に規定する洗 濯物の取扱いの有無(該当 するものの番号を○で囲 むこと。)	(1) 有 (2) 無			

添付書類 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類注1 届出に当たつては、クリーニング師免許証を提示してください。 2 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

構造施設の仕様書

				113	構		j	生				
				洗濯物の処理を行うクリーニング所 (リネンサプライ業を行う所を含む。)							次	所
			仕上場	切		洗場		受取	・引渡場			
面		積		m^2			m^2		m^2			m^2
床	材	質										
	脹り <i>の</i> 及び高			m			m		m			m
					設		ſ	備				
			脱水機付		g	台	ボ ィ	イ ラ ー	洗濯用			台
洗	濯	機	日台 小人 粉紅 口口	k	g	台			仕上用			台
			脱水機別		g g	台 台	薬品	格納設備	有() •	無
脱	水	機		k	g	台	汚水	処理方法	1 2 ア	净化装	置水	
ド	ライ	機	溶剤(溶剤(溶剤()))	kg kg kg	台台台	13/14/	~	2 下 3 そ	の	他	
乾	燥	機		k k	g g	台台	消毒	靠 方 法	2 熱	気 消湯 消湯	毒毒	
プ	レス	機				台			3 薬	品消	毒	
備者	学											
苦	·情のE	申出乡	ŧ									
1	名和	尓										
2	所名	生地										
3	電記	舌番牙	<u>크.</u> ブ									

	氏名				本 籍			住	所					開設者と	この関係	
		•					都道 府県			_					者・従業₹ −ニング自	-
1	免許登	登録番号			免許登録	年月				生年月日			従業開	始・解雇		
		都道 府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日
	氏名				本 籍			住	所					開設者と		
							都道 府県								皆・従業₹ −ニング自	
2	免許登	登録番号			免許登録	年月	目			生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		都道 府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日
	氏名				本 籍			住	所					開設者と		
_							都道 府県								皆・従業₹ −ニング帥	
3	免許登	登録番号			免許登録	年月	目			生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		都道 府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日
	氏名				本 籍			住	所					開設者と		
١.							都道 府県								皆・従業ネ −ニング自	
4	免許登	登録番号			免許登録	年月	目			生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		都道 府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日
	氏名				本 籍		**** /	住	所					開設者と		1
5							都道 府県								皆・従業₹ −ニング自	
Э	免許登	登録番号			免許登録	年月	目			生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		都道 府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日
	氏名				本 籍		477 / 岩	住	所					開設者と	この関係 皆・従業者	FZ.
6							都道 府県								り・0€乗1 −ニング[
	免許登	養録番号 都道			免許登録	年月	目			生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日
	氏名				本 籍		都道	住	所					開設者と	この関係 者・従業者	tz.
7							新理 府県								コ・促来イーニング的	
ľ	免許登	登録番号 都道			免許登鉤	年月	目			生年月日			従業開	対・解雇:	年月日	
		新坦 府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年		日
	氏名				本 籍	_	都道	住	所					開設者と	この関係 者・従業者	ķ.
8		<u> </u>					府県				•			クリ-	ーニング的	
	免許登	養録番号 都道			免許登録	年月	日		-	生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	目
	氏名				本 籍		都道	住	所					開設者と	この関係 者・従業者	ķ.
9							府県							クリ-	ーニング的	
	免許登	₹録番号 都道			免許登録	年月	目			生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日
	氏名				本 籍		都道	住	所	_				開設者と	この関係 者・従業者	<u> </u>
10							府県							クリ-	ーニング的	
	免許登	登録番号 都道			免許登録	年月	目		-	生年月日			従業開	始・解雇	年月日	
		府県	第	号		年	月		日	年	月	日		年	月	日

	施設の平面図 及び 配置図
	※ 工事図面等がある場合は、別紙として添付してください。
2	案内図

※ 地図のコピー等がある場合は、別紙として添付してください。